

(様式 1-3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	道路事業(市街地相互の接続道路) (一) 広野小高線	事業番号	D-1-10
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	719,500(千円)		全体事業費	900,000(千円)	
事業概要					
<p>■県道広野小高線整備(北迫工区)(延長=1.5km 幅員=6.0(11.0)→6.5(10.75)m)</p> <p>本箇所は、津波により壊滅的な被害を受けた現位置復興する下浅見川地区、下北迫地区と国道 6 号及び北部の既存集落である下北迫の高台地区とを結ぶ道路整備を実施するものである。</p> <p>本路線は既存路線を町の計画に合わせて線形を修正、また構造的には、被災地区の南北にある浅見川、北迫川を横断するため盛土構造とする必要があった。本路線はその特殊な地形条件によって盛土構造となった結果、今次津波における浸水区域での現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。更に、広野町において、JR 常磐線の東側地区を復興ゾーンと位置づけて土地利用計画を進めているが、本路線で津波被災を軽減することが前提条件となっている。また、有事の際の避難路としても機能することにより住民帰還促進、復興ゾーンへの企業誘致促進に大きく寄与する路線として期待されており、防災のまちづくりの基礎となる道路となっている。</p> <p>早期着手を図るため、H24 年度に測量、設計を実施し、H25 年度より用地買収等に着手したいと考えている。</p> <p>(「広野町復興計画(第一次素案)」の 11~12 ページ「(5)土地利用のあり方 ②復興ゾーンの土地利用」、 「(5)土地利用のあり方 ④道路網」、14 ページ 「(3)双葉地域復興のための施策 ①将来にわたり継続して発展する広野町」を参照)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>測量、調査、設計</p> <p><平成 25 年度></p> <p>用地買収と一部工事に着手予定</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>本路線は沿岸部に位置し、下浅見川、下北迫地区間はほぼ全域で津波による被災を受けた。</p> <p>津波計画高さの見直しにより、南北にある浅見川、北迫川の堤防が嵩上げて復旧されるため、それらを横断する本路線も嵩上げが必要となる。</p> <p>本路線はその特殊な地形条件によって盛土構造となった結果、今次津波における浸水区域の現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。</p> <p>本路線については原形復旧ではなく、町の復興計画とあわせ道路整備を行うものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防、北迫川及び浅見川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名	(なし)				
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	19	事業名	都市公園事業（浅見川地区防災緑地）※施設費	事業番号	D-22-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		1,000,000（千円）	全体事業費	2,400,000（千円）	
事業概要					
<p>■浅見川地区 津波防災緑地整備 A=12.6ha</p> <p>広野町下浅見川地区と下北迫地区は津波により壊滅的な被害を受け、その津波は沿岸部の集落や防潮堤、県道広野小高線等を大きく破壊した。</p> <p>当該地区は一部防災集団移転をするものの、ほとんどの住家が現位置再建を希望しており、防災緑地を整備し、津波被害の低減を図ることにより、今次津波における浸水区域での現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。</p> <p>（「広野町復興計画（第一次素案）（案）」の 11~12 ページ「(5) 土地利用のあり方」②復興ゾーンの土地利用」を参照）</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>地形測量、用地測量、緑地設計</p> <p><平成 25 年度~平成 27 年度></p> <p>盛土工、植栽工、園路工等</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災に伴い発生した津波により被害を受けた当該地区では、防災対策等により安全性の向上を図りながら従前の土地利用を踏まえ現位置での復興を基本に、海岸堤防等と合わせて津波被害を低減する津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を形成する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>被災区域内では海岸堤防、北迫川及び浅見川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

広野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	20	事業名	都市公園事業（浅見川地区防災緑地）※用地費	事業番号	D-22-2
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		300,000（千円）	全体事業費	300,000（千円）	
事業概要					
<p>■浅見川地区 津波防災緑地整備 A=12.6ha</p> <p>広野町下浅見川地区と下北迫地区は津波により壊滅的な被害を受け、その津波は沿岸部の集落や防潮堤、県道広野小高線等を大きく破壊した。</p> <p>当該地区は一部防災集団移転をするものの、ほとんどの住家が現位置再建を希望しており、防災緑地を整備し、津波被害の低減を図ることにより、今次津波における浸水区域での現地再建が可能となり、防災集団移転の規模を縮減することに寄与している。</p> <p>（「広野町復興計画（第一次素案）（案）」の 11~12 ページ「(5) 土地利用のあり方」②復興ゾーンの土地利用」を参照）</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 27 年度>					
用地補償					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災に伴い発生した津波により被害を受けた当該地区では、防災対策等により安全性の向上を図りながら従前の土地利用を踏まえ現位置での復興を基本に、海岸堤防等と合わせて津波被害を低減する津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を形成する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防、北迫川及び浅見川の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					